

# 地域安全ニュース

令和元年 第3号

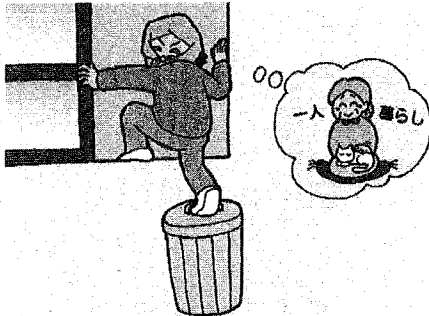
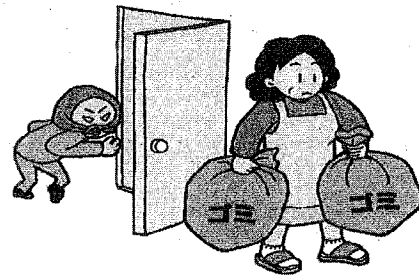
三田警察署  
三田防犯協会

563-0110

## 空き巣・忍び込み等の侵入犯罪にご注意を！

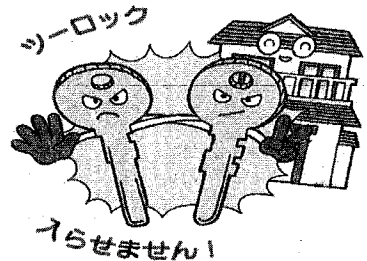
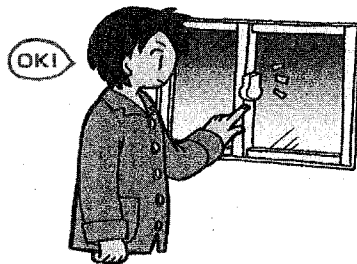
【カギかけ】の励行等防犯対策を万全に！

外出するときは、  
たとえゴミ出しでも必ずカギをしめる



不審者が潜むことができるような物陰や  
2階に侵入するための足場をつくらない

窓に必ず補助錠をつける



郵便受けに新聞がたまらないようにする

帰宅が遅くなる場合は、部屋などの明かりをつけて外出する  
長期間留守にする場合は、近所の人に一声かける  
勝手口は、網戸を付けていても確実に施錠する  
暗くなったら門灯をつける

一番の対策は【近所の目】です。

日頃からご近所とのコミュニケーションを大切に。

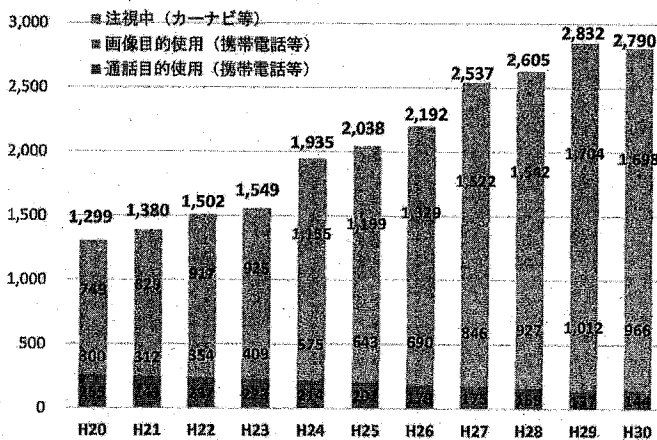
## やめよう! 「ながら運転」

○ 携帯電話使用等に係る交通事故件数は増加傾向にあるなど、運転中にスマートフォンやカーナビ等を見たり操作したりする、いわゆる「ながら運転」は大きな問題となっています。

また、「ながら運転」による死亡事故は毎年発生しており、平成28年10月には横断歩道を横断中の小学4年生の男の子が、スマートフォンでゲーム中のトラックにはねられ亡くなった悲惨な交通事故も発生しています。

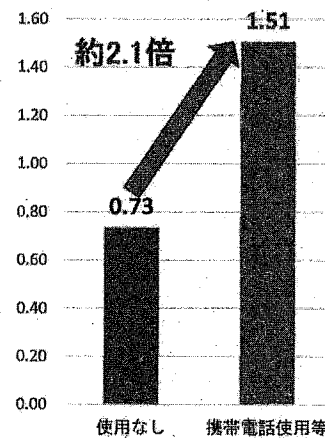
死亡事故率を比較すると、携帯電話使用等の場合は、使用していない場合と比べ約2.1倍高くなります。

携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故件数の推移



(注)・重複件数を除いているため、各項目の合計と図の総件数とは異なる。

死亡事故率比較 (平成30年)

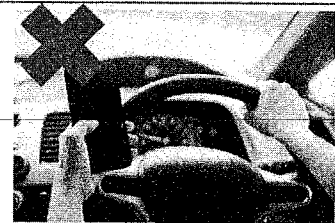


(注)・調査不能は除外した。

### 携帯電話使用等に関する罰則の強化等

携帯電話使用等に関する罰則の強化を含む改正道路交通法が令和元年6月5日に公布され、公布後6月以内に施行されます。

- 交通の危険を生じさせた場合
  - ・ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引上げ (現行: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
  - ・ 交通反則通告制度の対象から除外
- 上記以外の場合
  - ・ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引上げ (現行: 5万円以下の罰金)
  - ・ 反則金の限度額を引上げ(例: 普通自動車等 8千円→4万円)
- 携帯電話使用等に起因する人身事故を起こした場合を運転免許の効力の仮停止の対象に追加



運転中の携帯電話使用等の禁止

**運転中にスマートフォンなどをどうしても使用しなければいけないときは、必ず安全な場所に停止してから使用しましょう。**